



滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)(案)の概要

1 現状

○生息動向

・推定生息数は、平成 27 年度の 54,645 頭(90%信用区間 47,803~63,404 頭)から令和元年度は 41,576 頭(90%信用区間 33,017~52,083 頭)に減少している。一方、県内各箇所の糞塊密度の過去 5 年間の状況は、湖南と湖北地域は上昇傾向、湖西地域は横ばいである。

○被害状況

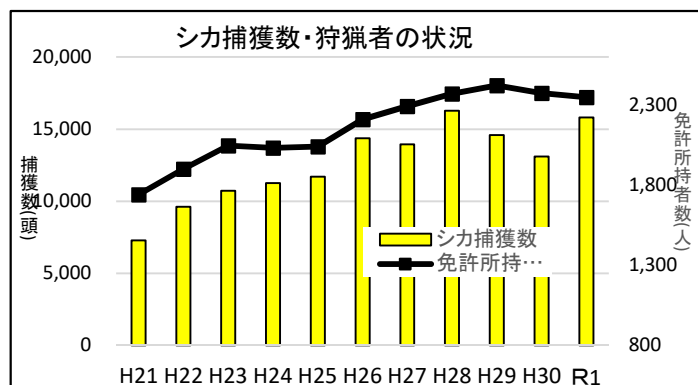
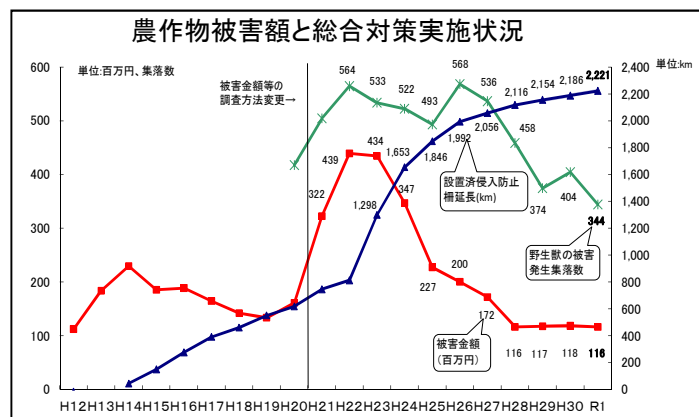
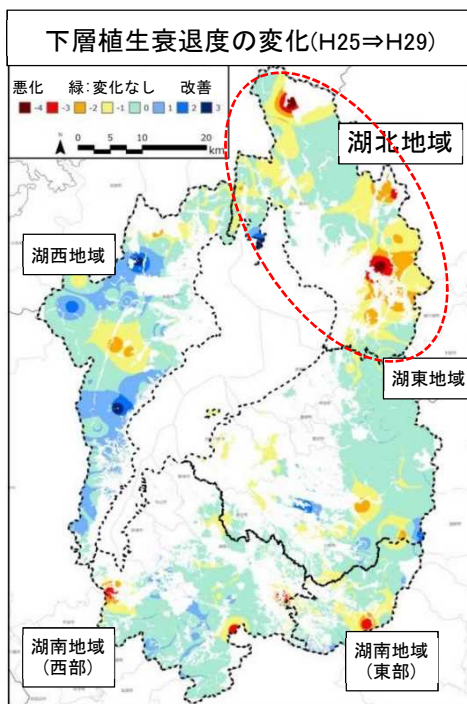
・ニホンジカによる農作物被害はピーク時(平成 22 年度)の約 169 百万円から令和元年度は約 17 百万円に減少。森林では下層植生の衰退が進行している地域があり、とくに湖北地域が顕著である。

○対策の状況

・主な対策として個体群管理(捕獲)と被害防除(柵・誘引物除去等)、生息環境管理(緩衝帯整備)を実施。捕獲は、里地里山等での市町の捕獲に加え、平成 25 年度からは奥山等で県での捕獲も実施している。柵や緩衝帯整備は、県・市町が連携して集落ぐるみの取組を支援している。

○主な課題

- ・被害の軽減につながるよう加害個体とその予備軍の捕獲を進める必要がある。
- ・農業被害が減少していない地域で総合的な対策を推進する必要がある。



2 計画概要

- (1) 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(5 年間)
- (2) 管理目的 農林業被害の軽減、森林植生の衰退防止および健全な個体群の安定的維持
- (3) 目標指標
 - ・農作物被害金額を令和元年度(2019 年度)に対して 10%以上減少させる。
 - ・林業の剥皮被害面積を 100ha 以下にする。

3 計画のポイント

基本的には、これまで同様に個体群管理、被害防除、生息環境管理の3つ対策を組み合わせた総合的な取組を推進し、加えて主な課題の解決に向けた取組を強化する。

(1) 個体群管理の推進

- ・ 里山等での市町の捕獲に対する支援の継続
- ・ 奥山等での県による捕獲の継続
- ・ 狩猟期間延長の継続（11/1～3/15）
- ・ 狩猟の銃捕獲での頭数制限の廃止
（第3次：雄2頭⇒第4次：無制限）
- ・ 捕獲の担い手の育成、組織づくりの強化

○年間捕獲目標

地 域	R1 隼	R4	R5	R6	R7	R8
湖北	5,659	6,102	4,949	4,037	3,315	2,737
湖東	3,080	3,844	3,059	2,446	1,964	1,581
湖西	4,048	2,648	2,314	2,028	1,781	1,569
湖南・東部	918	585	506	439	381	332
湖南・西部	2,098	1,209	1,011	848	711	598
合計	15,803	14,388	11,839	9,798	8,152	6,817
年度目標		15,000	13,000	10,000	9,000	7,000
うち成獣雌		9,000	7,800	6,000	5,400	4,200

(2) 被害防除対策の推進

- ・ 農地を守る集落ぐるみの防護柵の整備に対する支援の継続
- ・ 植栽した苗木を守る防護柵の整備や壮齢林の皮剥ぎ対策に対する支援の継続
- ・ 集落ぐるみの総合対策の合意形成の支援や防護柵設置等の技術指導の強化

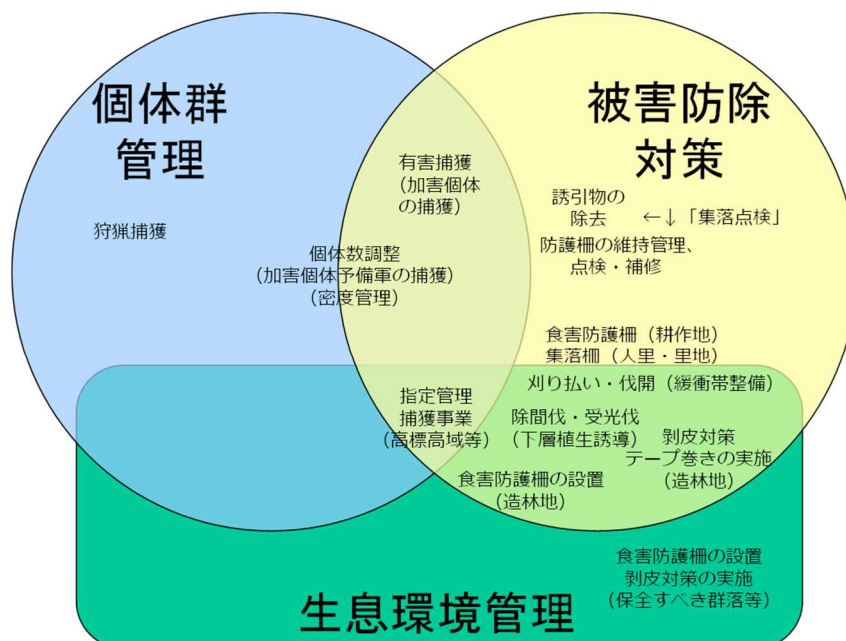
(3) 生息環境管理の推進

- ・ 防護柵等の効果を上げる緩衝帯整備
- ・ 森林の成立基盤となる土壌保全対策の強化
- ・ 下層植生を導入・回復させる間伐に対する支援と技術指導の継続

(4) その他

- ・ 生息動向や被害を的確に把握するモニタリングの研究
- ・ 総合的な対策の推進に向けた関係機関の連携強化

(参考図) 3つの総合対策と手段の位置づけ



高柳(2009)を一部加筆